

『世説新語』劉孝標注訳注稿(二)

佐竹 保子

『世説新語』劉孝標注研究会

はじめに

小稿は、科学研究費補助金(基盤研究(B))22320068「『世説新語』劉孝標注の漢魏六朝文献に関する総合的研究」における研究成果の一端である。該研究の現時点でのスタッフは、狩野雄、川合安、齋藤智寛、佐竹保子、塚本信也の5名である。

小稿には、『世説新語』徳行篇第一の第15条から第19条までの訳注を収めてある。該訳注の直接の担当者は佐竹であるが、その原稿は上記スタッフによる検討を経ている。今回に続く徳行篇第20条以下の劉注訳注も、以後同様の手法により発表される予定である。

該研究会発足の所以や経緯については、「『世説新語』劉孝標注訳注稿(一)」(『東北大学中国語学文学論集』第15号1頁~37頁 2010年11月)1頁~2頁をご参照頂きたい。

訳注についての凡例を、以下に掲げる。

- 一 底本には、金沢文庫本の宋本(文学古籍刊行社影印 1955年)を用いる。『世説新語』は、徐震堦氏の校箋本(中華書局香港分局 1987年)、余嘉錫氏の箋疏本(上海古籍出版社 1993年)、楊勇氏の校箋修訂本(正文書局 2000年)、朱鑄禹氏の彙校集注本(上海古籍出版社 2002年)などの校点本が、複数公刊されている。しかし、研究会スタッフが見る限り、少なくとも劉孝標注については、その校訂が適切であるとはいいがたい。あまりに武断な校訂と考えられる例も少なくない。小稿は、宋本で読めるところは能う限りそのまま読み、どうしても読めない部分にのみ注記を入れ、訳を注記のほうに合わせることにする。
- 二 『世説新語』本文の訳注は、紙幅の関係もあり、掲載を省略する。前述のとおり、『世説新語』本文の訳注は、従来数多く試みられている。該研究会の本文訳注も、それらを大きく出ることはないであろうと判断されたからでもある。本文は、〈本文〉と記した後に、各条の原文のみを記載する。その句読点は該研究会に拠り、鉤括弧は用いな

い。

- 三 『世説新語』宋本では、各条本文の間に劉孝標注が双行注の形で挿入されている。小稿ではそれらを、①、②、③のように丸数字で代替し、各条〈本文〉の後に〈劉注〉と記して丸数字を再掲し、それぞれに該当する劉孝標注を書き入れる。
- 四 劉孝標注については、原文、その現代日本語訳、およびその注釈を載せる。原文の句読点は該研究会に拠り、鉤括弧を用いない。現代日本語訳と注釈はもとより該研究会に拠る。この両者には必要に応じて鉤括弧を用いる。
- 五 注釈で用いた文献のうち、基本的に正史は百衲本、『文選』は巻数の揃っている尤表本（石門図書有限公司影印 1976年）、『初學記』は全國高校古籍整理研究工作委員會編『日本宮内廳書陵部藏宋元版漢籍影印叢書』第一輯所収影宋本（綫装書局影印 2001年）、『北堂書鈔』は孔広陶校註本（宏業書局影印 1974年）、『芸文類聚』は影宋本（中華書局影印 1959年）、『太平御覽』は影宋本（中華書局影印 1960年）を用いる。それ以外は断り書きのない限り、四部叢刊本に拠る。

德行篇第 15 条から第 19 条までの劉注の訳注

〈本文〉

15. 晉文王稱、阮嗣宗至慎。每與之言、言皆玄遠、未嘗臧否人物①。

〈劉注〉

① 魏書曰(1)、

文王、諱昭、字子上、宣帝第二子也。

魏氏春秋曰(2)、

阮籍、字嗣宗、陳留尉氏人。阮瑀子也。宏達不羈(3)、不拘禮俗。兗州刺史王昶(4)請與相見、終日不得與言。昶愧歎之、自以不能測也。口不論事、自然高邁(5)。

李康家誡曰(6)、

昔嘗侍坐於先帝、時有三長史見。臨辭出、上曰、爲官長當清、當慎、當勤。修此三者、何患不治乎。並受詔。上顧謂吾等曰、必不得已而去、於斯三者、何先(7)。或對曰、清固爲本。復問吾。吾對曰、清慎之道、相須而成。必不得已、慎乃爲大。上曰、卿言得之矣。可舉近世能慎者誰乎。吾乃舉故太尉荀景倩、尚書董仲達、僕射王公仲(8)。上曰、此諸人者、温恭朝夕、執事有恪(9)、亦各其慎也。然天下之至慎者、其唯阮嗣宗乎。每與之言、言及玄遠、而未嘗評論時事、臧否人物(10)。可謂至慎乎。

〈劉注の訳注〉

① 『魏書』にいう。

文王は、諱は昭、字が子上で、宣帝の次男である。

『魏氏春秋』にいう。

阮籍は、字が嗣宗で、陳留尉氏の人である。阮瑀の息子であった。スケールが大きく自在気ままで、世俗の礼法にとらわれなかった。兗州刺史の王昶が会見を求めたが、(会っても)終日会話ができなかった。昶は恥じて歎き、はかり知れない人だと思った。(阮籍は)議論することがなく、自然で高邁であった。

李康の『家誡』にいう。

昔、先帝のもとに侍坐していた時、三人の長史がそろって謁見したことがあった。(彼らが)辞去するにあたり、お上は言った。「司の長となつては、清く、慎重で、勤勉でなければならない。この三つを身に付けていれば、治められぬと心配する必要などあるか」。みなお言葉を承った。お上はわれらをふりかえって言った。「どうしてもやむを得ず省くとしたら、これら三つの中で、何を優先させよう」。ある者が答えた。「清いことがもとより根本です」。(お上は)さらに私に問うた。私は答えた。「清さと慎重とは、相互補完的に成就されるもの。どうしてもやむを得なければ、慎重さのほうが大事です」。お上は言った。「君の言うとおりで。近頃慎重でありえている者を挙げるとすれば、誰であろうか」。私はそこで、もとの太尉の荀景倩(=荀顛)と尚書の董仲達と僕射の王公仲を挙げた。お上は言った。「この人々は、つねに温和で、仕事に対して恭しいから、それぞれそれなりの慎重さを持っていよう。しかし天下の慎重のきわみは、ただ阮嗣宗(=阮籍)だけであろう。話をするたびに、玄妙で深遠なことに言い及ぶが、しかし時事を論じたり、人物を批評したりしたことは一度もない。慎重の極みといえよう」。

(1) 魏書曰 「魏書」については、本篇第8条注1参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷二文帝紀に「文皇帝、諱昭、字子上、景帝之母弟也」、同卷景帝紀に「景皇帝、諱師、字子元、宣帝長子也」。

(2) 魏氏春秋曰 「魏氏春秋」は、『隋書』経籍志史部古史類に「魏氏春秋二十卷 孫盛撰」。「孫盛」については、本篇第14条の注3を参照されたい。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷二十一王粲伝に「粲與北海徐幹字偉長・廣陵陳琳字孔璋・陳留阮瑀字元瑜・汝南應瑒字德璉・東平劉楨字公幹、並見友善。(中略)瑀子籍、才藻艷逸、而倜儻放蕩、行己寡欲、以莊周爲模則。官至步兵校尉」、その裴松之注に「籍、字嗣宗。魏氏春秋曰、籍曠達不羈、不拘禮俗。性至孝、居喪雖不率常檢、而

毀幾至滅性。兗州刺史王昶請與相見、終日不得與言。昶歎貴之、自以不能測也」、『晉書』卷四十九阮籍伝に「阮籍、字嗣宗、陳留尉氏人也。父瑀、魏丞相掾、知名於世。籍容貌瓌傑、志氣宏放、傲然獨得、任性不羈。(中略) 籍嘗隨叔父至東郡。兗州刺史王昶請與相見、終日不開一言、自以不能測」。

また、『太平御覽』卷六〇二所引「魏氏春秋」に「阮籍幼有奇才異質、八歳能屬文。性恬靜兀然、彈琴長嘯、以此終日」、同卷五二所引「臧榮緒晉書」に「阮籍隨叔父至東。兗州刺史王昶聞籍奇偉、請與相見、乃歎息、以不能測也」、『世説新語』任誕篇第 2 条への劉注所引「干寶晉紀」に「何曾嘗謂阮籍曰『卿恣情任性、敗俗之人也。今忠賢執政、綜核名實、若卿之徒、何可長也』。復言之於太祖、籍飲噉不輟。故魏晉之間、有被髮夷傲之事、背死忘生之人、反謂行禮者、籍爲之也」とある。

- (3) 宏達不羈 「宏達不羈」は、スケールが大きく自在気儘で物事にとらわれないこと。

「宏達」は、『後漢書』列伝卷三十上班彪伝上所収班固「西都賦」に「又有承明金馬、著作之庭、大雅宏達、於茲爲羣」、その李賢注に「宏、亦大也」、『文選』卷一所収「西都賦」への李善注には「漢書、武帝曰、司馬相如之倫、皆辨智閎達」、『漢書』卷六十五東方朔伝に「是時朝廷多賢材、上復問朔『方今公孫丞相・(中略) 徐樂・司馬遷之倫、皆辯知閎達、溢于文辭。(後略)』」、また、『世説新語』政事篇第 16 条劉孝標注に「晉陽秋曰、(陶)侃(中略)常云(中略)又『老莊浮華、(中略)君子當正其衣冠、攝以威儀。何有亂頭養望、自謂宏達邪』」。

「不羈」は、『史記』卷八十三鄒陽伝所収鄒陽「獄中上書」に「今人主沈於諂諛之辭、牽於帷裳之制、使不羈之士與牛驥同皁」、その張守節「正義」に「正義曰、顔云、不羈、言才識高遠、不可羈係」、『文選』卷三十九所収「獄中上書自明」の李善注には「善曰、不羈、謂才行高遠、不可羈繫也」。また『世説新語』注に 8 例ほど見出される。例えば、本篇第 29 条注に「文字志曰、王恬、字敬豫、導次子也。少卓犖不羈、疾學尚武、不爲導所重」、言語篇第 59 条注に「中興書曰、(郗)超、(中略)少而卓犖不羈、有曠世之度」、文学篇第 17 条注に「秀別傳曰、(中略)嵇康傲世不羈、(呂)安放逸邁俗」など。

- (4) 兗州刺史王昶 王昶は、『三國志』卷二十七魏書王昶伝に「王昶、字文舒、太原晉陽人也。(中略)文帝踐阼、(中略)遷兗州刺史。(中略)甘露四年薨、諡曰穆侯」。

- (5) 自然高邁 「自然高邁」は、はからいがなく高踏的であること。

「高邁」は、『三國志』卷二十一王粲伝裴注に「魏氏春秋曰、(中略)籍口不論人過、而自然高邁、故爲禮法之士何曾等深所讎疾」、『後漢書』列伝卷十八下馮衍伝所収「顯志賦」の「離塵垢之窈冥兮、配喬・松之妙節」に対する李賢注に「超然高邁、配松・喬之妙節也」。

- (6) 李康家誡曰 2 字目の「康」は「秉」の誤字であるとの、嚴可均『全晉文』卷五十三の説に従う。徐氏『世説新語校箋』が引用している。

「李秉家誡」は、『隋書』経籍志に著録がないが、「李秉」は、『三國志』卷十八魏書李通伝とその裴注所引「王隱晉書」によれば、江夏平春の人である李通の孫で、「家誡」を著わしている。『三國志』に「李通、字文達、江夏平春人也。(中略)詔曰『(中略)不幸早薨、子基雖已襲爵、未足疇其庸勳。基兄緒、前屯樊城、又有功。(後略)』」、その裴注所引「王隱晉書」に「緒子秉、字玄冑。(中略)秉嘗答司馬文王問、因以爲家誡曰(後略)」とある。

所引の文章に類似した一節は、上に引用した「因以爲家誡曰」に続く「『昔侍坐於先帝、時有三長吏俱見。臨辭出、上曰「爲官長、當清、當慎、當勤。脩此三者、何患不治乎」。並受詔、既出。上顧謂吾等曰「相誡勅正當爾不」。侍坐衆賢、莫不贊善。上又問曰「必不得已、於斯三者何先」。或對曰「清固爲本」。次復問吾。對曰「清慎之道、相須而成。必不得已、慎乃爲大。夫清者不必慎、慎者必自清、亦由仁者必有勇、勇者不必有仁。是以易稱『括囊無咎、藉用白茅』。皆慎之至也」。上曰「卿言得之爾。可舉近世能慎者、誰乎」。諸人各未知所對。吾乃舉故太尉荀景倩・尚書董仲連・僕射王公仲、並可謂爲慎。上曰「此諸人者、溫恭朝夕、執事有恪、亦各其慎也。然天下之至慎、其惟阮嗣宗乎。每與之言、言及玄遠、而未曾平論時事、臧否人物、真可謂至慎矣。吾每思此言、亦足以爲明誡。凡人行事、年少立身、不可不慎。勿輕論人、勿輕說事。如此則悔吝何由而生、患禍無從而至矣』」。

- (7) 必不得已而去、於斯三者、何先 『論語』に記される、子貢の言葉を踏まえる。その顔淵篇に「子貢問政。子曰『足食足兵、民信之矣』。子貢曰『必不得已而去、於斯三者、何先』。曰『去兵』。子貢曰『必不得已而去、於斯二者、何先』。曰『去食。自古皆有死、民無信不立』」。

- (8) 故太尉荀景倩、尚書董仲達、僕射王公仲 「故太尉荀景倩」は、晋の荀顗。『晉書』卷三十九荀顗伝に「荀顗、字景倩、潁川人。(中略)武帝踐阼、(中略)尋加侍中、遷太尉。また、『世説新語』品藻篇第 6 条への劉注所引「晉諸公贊」に「顗、字景倩、或之子。蹈禮立德、思義溫雅、加深識國體。累遷光祿大夫。晉受禪、封臨淮公、典朝儀、刊正國式、爲一代之制。轉太尉、爲台輔。德望清重、留心禮教。卒、諡康公」とある。

「尚書董仲達」は不明であるが、晋の隱者董養の字が「仲道」であることから、その一族かもしれない。『晉書』卷九十四隱逸伝に「董養、字仲道、陳留浚儀人也」。

「僕射王公仲」は不明。

- (9) 溫恭朝夕、執事有恪 つねに温和でうやうやしく、職務においてはつつしみぶかい

こと。『詩経』の一節を踏まえている。その商頌「那」に「自古在昔。先民有作。温恭朝夕。執事有恪」、毛伝に「恪、敬也」、鄭玄箋に「乃大古而有此助祭禮、禮非專於今也。其禮儀、温温然恭敬。執事薦饌、則又敬也」。

- (10) 而未嘗評論時事、臧否人物 『文選』卷四十三所収嵇康「與山巨源絶交書」にある「阮嗣宗口不論人過。吾每師之、而未能及。至性過人、與物無傷、唯飲酒過差耳」(『晉書』卷四十九嵇康伝も所収) という記述にも一致する。

〈本文〉

16. 王戎云、與嵇康居二十年、未嘗見其喜愠之色①。

〈劉注〉

- ① 康集叙曰(1)、

康、字叔夜、譙國銍人。

王隱晉書曰(2)、

嵇、本姓奚。其先避怨徙上虞、移譙國銍縣。以出自會稽、取國一支。音同本奚焉。

虞預晉書曰(3)、

銍有嵇山。家於其側、因氏焉。

康別傳曰(4)、

康、性含垢藏瑕(5)、愛惡不爭於懷、喜怒不寄於顔。所知王濬冲在襄城、面數百(6)、未嘗見其疾聲朱顔。此亦方中之美範(7)、人倫之勝業也。

文章叙録曰(8)、

康以魏長樂亭主簿、遷郎中、拜中散大夫。

〈劉注の訳注〉

- ① 『(嵇) 康集叙』にいう。

康は、字が叔夜で、譙國銍の人である。

王隱の『晉書』にいう。

嵇は、もともと奚を姓としていた。先祖が敵を避けて上虞に移り、(さらに) 譙国の銍県に移住した。会稽を出身地とするので、その国名の一部を取った。音がもとの奚と同じであったからである。

虞預の『晉書』にいう。

銍には嵇山がある。その側らに住んだので、(山の名に) ちなんで氏としたのである。

『(嵇) 康別傳』にいう。

康は、恥辱をも飲み込む度量を有し、愛憎が心中に争うこともなく、喜怒が顔に出る

こともなかった。知人の王濬沖（王戎）が襄城にいて、何百回も会っていたが、嵇康の激しい声や怒りで紅潮した顔は、一度も見たことがなかった。これもやはり、この世界のみごとなお手本であり、人の世のすぐれた行為である。

『文章叙録』にいう。

（嵇）康は、魏の長樂亭主の夫であることから、郎中に進み、中散大夫に任ぜられた。

- (1) 康集叙曰 「康集叙」は、『隋書』経籍志集部別集類に「魏中散大夫嵇康集十三卷 梁十五卷、録一卷」。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷二十一魏書王粲伝に「時又有譙郡嵇康」、その裴松之注に「康、字叔夜」、なお『晋書』卷四十九嵇康伝に「嵇康、字叔夜、譙國鉅人也」。

- (2) 王隱晋書曰 「王隱晋書」については、本篇第 12 条注 5 参照。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷二十一魏書王粲伝の裴注に「虞預晋書曰、康家、本姓奚、會稽人。先自會稽、遷于譙之鉅縣、改爲嵇氏。取「稽」字之上（中華書局評点本はここに「加」字を加える）「山」以爲姓、蓋以志其本也。一曰、鉅有嵇山、家于其側、遂氏焉。なお、「王隱晋書」と「虞預晋書」の関係は、本篇第 14 条注 6 参照。また『晋書』卷四十九嵇康伝には「其先姓奚、會稽上虞人、以避怨、徙焉。鉅有嵇山、家于其側、因而命氏」。

- (3) 虞預晋書曰 「虞預晋書」については、本篇第 14 条注 6 参照。

所引の文章に類似した一節は、前注参照。

- (4) 康別傳曰 「康別傳」あるいは「嵇康別傳」は、『隋書』経籍志に著録がない。

所引の文章に類似した一節は、『三國志』卷二十一王粲伝裴注に「魏氏春秋曰、康寓居河内之山陽縣、與之游者、未嘗見其喜愠之色」、『晋書』卷四十九嵇康伝に「恬靜寡欲、含垢匿瑕、寬簡有大量。（中略）（王）戎自言、與康居山陽二十年、未嘗見其喜愠之色」。

- (5) 性含垢藏瑕 恥辱を甘受する、大きな度量を有していること。呉金華氏は、これを「魏晋成語」として、出典に、『春秋左氏伝』と『三國志』の裴注を挙げている。すなわち『春秋左氏傳』宣公十五年に、楚の攻撃から宋を救おうとした晋侯を、伯宗が次のように諫めるくだりがある。「川澤納汗、山藪藏疾、瑾瑜匿瑕、國君含垢、天之道也。君其待之」。また、『三國志』卷八魏書公孫度伝への裴注所引「魏略」には、公孫淵の支配下にある将校や吏民にあてた「公文」が収められており、「公文」は、呉の孫權に対する魏の態度を、次のように説明する。「逆賊孫權、遭遇亂階、因其先人劫略州郡、遂成羣凶、自擅江表。（魏）含垢藏疾、冀其可化。故割地王權、使南面稱孤、位以上將、禮以九命」。

- (6) 所知王濬沖在襄城、面數百 「王濬沖」は、竹林七賢の一人で晋朝の重臣となった

王戎のこと。『晉書』卷四十三王戎伝に「王戎、字濬沖、琅邪臨沂人也。(中略)遷豫州刺史、加建威將軍、受詔伐吳。(中略)永興二年、薨于邠縣。時年七十二、諡曰元」とある。同卷十四地理志上によれば、王戎が刺史をつとめた「豫州」には、「襄城郡」と嵇康の本籍である「譙郡」とがある。

(7) 方中之美範 この世界の模範。「方中」は、『詩経』鄘風「定之方中」の「方に中す」や、「方術の中」「四方中央」以外の意味の用例が見出しがたいが、ちょうどほぼ同時期、傅咸「喜雨賦」(『藝文類聚』卷二所収)に次のようにある。「遂乃重陰四會、溟邈無垠。方中降雨、亘夜迄今。生我百穀、粒我蒸民」。「遂乃」二句が降雨の直前、「方中」二句が降雨のさなか、「生我」二句が降雨の結果を詠じている。「方中」二句の、前一句が空間、後一句が時間を記しているとすれば、「方中に雨降り」と訓じ、「方中」は「この世界」と解釈される。なお、『出三藏記集』(大正蔵第五十五冊)卷十五道安法師伝第三に、習鑿齒の「與謝安書」が収められ、「來此見釋道安。(中略)(道安)作義、乃似法蘭・法祖輩、統以大無、不肯稍齊物等智、在方中馳騁也」と記される。この「方中」は明らかに「方外」に対する語である。しかし、前出の傅咸の賦や該文の「方中」に、「方外」に対立する意まで読み込むことは難しいと考える。その点で、『漢語大詞典』(漢語大詞典出版社 1990年)第六卷 1553頁の解釈には同調しがたい。

(8) 文章叙録曰 「文章叙録」は『隋書』経籍志に著録がない。余嘉錫氏の引く張政烺氏は、これが『隋書』経籍志史部簿録類に著録される「雜撰文章家集叙十卷 荀勗撰」であり、晋の『中經』の新撰書録の一部であったろうと推測している。

所引の文章に類似した一節は、『文選』卷十六所収江淹「恨賦」の「及夫中散下獄、神氣激揚」に対する李善注に「王隱晉書曰、嵇康妻、魏武帝孫穆王林女也」、『三國志』卷二十武文世王公伝・沛穆王林伝の裴注に「案嵇氏譜、嵇康妻、林子之女也」。余嘉錫氏は、裴注所引「嵇氏譜」が正しいとする。

〈本文〉

17. 王戎・和嶠、同時遭大喪。以孝稱。王雞骨支床、和哭泣備禮①。武帝謂劉仲雄曰②、卿數省王・和不。聞和哀苦過禮、使人憂之。仲雄曰、和嶠雖備禮、神氣不損。王戎雖不備禮、而哀毀骨立。臣以和嶠生孝、王戎死孝。陛下不應憂嶠、而應憂戎③。

〈劉注〉

① 晉諸公贊曰(1)、

戎、字濬沖、琅邪人。太保祥宗族也(2)。文皇帝輔政、鍾會薦之曰、裴楷清通、王戎簡要(3)。即 辟爲掾。晉踐阼、累遷荊州刺史、以平吳功、封安豐侯。

晉陽秋曰(4)、

戎爲豫州刺史、遭母憂。性至孝、不拘禮制、飲酒食肉、或觀碁奕、而容兒毀悴、杖而後起。時汝南和嶠、亦名士也(5)。以禮法自持、處大憂、量米而食。然顛頽衰毀、不逮戎也。

② 王隱晉書曰(6)、

劉毅、字仲雄、東萊不夜人(7)。漢城陽景王後也。亮直清方(8)、見有不善、必評論之。王公大人、望風憚之。僑居陽平(9)、太守杜恕致爲功曹(10)、沙汰郡吏三百餘人。三魏僉曰、但聞劉功曹、不聞杜府君。累遷尚書・司隸校尉。

③ 晉陽秋曰(11)、

世祖及時談(12)以此貴戎也。

〈劉注の訳注〉

① 『晉諸公贊』にいう。

(王) 戎は、字が濟沖で、琅邪の人である。太保であった祥の一族である。文皇帝(司馬昭)が摂政となると、鍾会が推薦して言った。「裴楷はきよらかで物事に通じ、王戎は瀟洒で核心をつかむ人物です」。すぐさま二人とも召し出して掾とした。晋王朝が開かれると、出世を重ねて荊州刺史に進み、呉を平定した手柄で、安豊侯に封ぜられた。『晉陽秋』にいう。

(王) 戎は豫州刺史となり、母の死に遭った。性来きわめて親孝行で、礼のきまりにこだわらず、酒を飲み肉を食べ、将棋や囲碁を観戦したりしていたが、しかしその姿はやせおとろえて、杖をついてやっと立ち上がった。当時、汝南の和嶠も、名士であった。(和嶠は) 礼法を大切に守り、親の喪にあっては、米を量って(礼に定められた量のみ) 食べていた。しかしそのやつれ衰えて哀しむさまは、戎に及ばなかった。

② 王隱の『晉書』にいう。

劉毅は、字が仲雄で、東萊掖の人である。漢の城陽景王の子孫であった。剛毅率直で折り目正しく、不善を見ると、かならず批判した。王公大人は、(劉毅) の風格を敬して遠ざけた。陽平にかり住まいしていた時、太守の杜恕が招いて功曹とし、三百人以上の郡の下役人を裁定した。(魏郡・陽平・広平の) 三魏の人々はみな言った。「耳に入るは劉功曹のことだけ、耳にしないは杜の殿様のこと」。出世を重ねて尚書・司隸校尉に進んだ。

③ 『晉陽秋』にいう。

世祖(司馬炎)や当時の人々は、その話で(王) 戎を尊重するようになった。

(1) 晉諸公贊曰 「晉諸公贊」については、本篇第14条注1参照。

所引の文章に類似した一節は、『晋書』卷四十三王戎伝に「王戎、字濬冲、琅邪臨沂人也。(中略)襲父爵、辟相國掾、歴吏部黄門郎・散騎常侍・河東太守・荊州刺史。(中略)吳平、進爵安豐縣侯」。

- (2) 太保祥宗族也 『三國志』卷二十四崔林伝の裴松之注に「案王氏譜、(王)雄、字元伯、太保祥之宗也」、「雄後爲幽州刺史。子渾、涼州刺史。次义、平北將軍。司徒安豐侯戎、渾之子」とあり、王戎の祖父の王雄が「太保(王)祥」の「宗」とされている。
- (3) 裴楷清通、王戎簡要 「清通」はすっきりと筋が通っていること。「簡要」は簡潔に核心をつかんでいること。

鍾會のこの言葉は、『世説新語』中の2条に現れる。その賞誉篇第5条は、本文の話とほぼ同じであるが、第6条では、王戎と裴楷の幼少時の逸話に設定されている。第5条に「吏部郎闕、文帝問其人於鍾會。會曰『裴楷清通、王戎簡要。皆其選也』。於是用裴」、第6条に「王濬冲・裴叔則二人、總角詣鍾士季。須臾去後、客問鍾曰『向二童何如』。鍾曰『裴楷清通、王戎簡要。後二十年、此二賢當爲吏部尚書、冀爾時天下無滯才』」とある。加えて、発言者を「武陔」としたヴァリエーションとして、賞誉篇第14条には「武元夏目裴・王曰『戎尚約、楷清通』」とある。『晋書』卷三十五裴秀伝附裴楷伝は、賞誉篇第5条の話柄を採っている。なお、『三國志』卷二十三魏書裴潜伝の裴注所引「晉諸公贊」に「(前略)楷與琅邪王戎俱爲掾發名。鍾會致之大將軍司馬文王、曰『裴楷清通、王戎簡要』。文王即辟爲掾、進歴顯位」とある。

「清通簡要」は、『世説新語』文学篇第25条に「褚季野語孫安國云『北人學問、淵綜廣博』。孫答曰『南人學問、清通簡要』」とある。

「清通」は、ほかに『世説新語』識鑒篇第27条に「(車)胤長、又爲桓宣武所知。清通於多士之世、官至選曹尚書」、賞誉篇第36条に「謝幼輿曰『友人王眉子、清通簡暢。嵇延祖、弘雅劭長。董仲道、卓犖有致度』」、また賞誉篇第34条の劉注に「趙吳郡行狀曰、(趙)穆、字季子、汲郡人。眞淑平粹、才識清通」とある。

「簡要」は、『世説新語』俚畜篇第3条の裴注に「晉諸公贊曰、(王)戎性簡要、不治儀望」とある。

徐氏『世説新語校箋』(中華書局 一九八七年)は、華東師範大学図書館所蔵盛氏愚齋藏書『世説新語』の嚴復の眉批(同書「前言」8頁参照)を、次のように引用している。「嚴復曰、清通者、中清而外通也。簡要者、知禮法之本、而所行者簡。二者皆老莊之道」。

- (4) 晉陽秋曰 「晉陽秋」については、本篇第14条注3を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晋書』卷四十三王戎伝に「遷豫州刺史、加建威將軍。(中略)後遷光祿勳・吏部尚書。以母憂去職。性至孝、不拘禮制、飲酒食肉、或觀奕棊、

而容貌毀悴、杖然後起。裴頴往弔之、謂人曰『若使一慟能傷人、濬沖不免滅性之譏也』。時和嶠亦居父喪、以禮法自持、量米而食、哀毀不踰於戎」。

『世說新語』德行篇第 20 条には、「王安豐（王戎）遭艱、至性過人。裴令（裴楷）往弔之、曰『若使一慟、果能傷人、濬沖（王戎）必不免滅性之譏』とある。王戎のもとに「往弔之」した人物を、『晉書』は「裴頴」、『世說新語』該条は「裴令」すなわち中書令「裴楷」とする。これについて、余嘉錫氏は、張文釐の、『晉書』の「裴頴」では道理に合わず、『世說新語』を引用する際に妄りに改めたものだ、という説を引いている。張氏の『螺江日記』（光緒中刊『融經館叢書』に拠る）卷七「晉書誤以裴令爲裴頴」に「乃晉書戎傳、改裴令爲裴頴。按、頴爲戎女夫、未有女夫對婦翁而可直呼其字者。雖晉世不拘禮法、亦不應倨傲至此。況頴又世所稱履行高整者也。嘗閱晉書紀傳、凡世說所載、委言瑣事、毫錄無遺。此則因世說不著楷名、而妄意爲頴者、悞無疑也」。

- (5) 時汝南和嶠、亦名士也 「和嶠」については、『三國志』裴松之注と『晉書』和嶠伝に記述があるが、どちらにも「晉陽秋」にある喪中の話柄は無い。『三國志』卷二十三魏書和洽伝裴注所引「晉諸公贊」には、「和嶠、字長輿、適（中華書局標点本は「適」字に校勘）之子也。少知名、以雅重稱。（中略）卒於官、贈光祿大夫。（同母弟）郁以公彊當世、致位尚書令」、『晉書』卷四十五和嶠伝には「和嶠、字長輿、汝南西平人也。（中略）太康末、爲尚書。以母憂去職。及惠帝即位、拜太子少傅。（後略）」。

- (6) 王隱晉書曰 「王隱晉書」については、本篇第 12 条注 5 参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷四十五劉毅伝に「劉毅、字仲雄、東萊掖人。漢陽城景王章之後。父楷、丞相屬。毅幼有孝行、少厲清節。然好臧否人物、王公貴人望風憚之。僑居平陽、太守杜恕請爲功曹、沙汰郡吏百餘人、三魏稱焉。爲之語曰『但聞劉功曹、不聞杜府君』。（中略）咸寧初、復爲散騎常侍・博士祭酒。轉司隸尉。（中略）太康六年卒」。

また、『北堂書鈔』卷六十一には「王晉書、劉毅、字仲雄、爲司隸校尉、奏何曾・劉實・羊琇・張施所犯狼藉。司部守令事相連及、望風投印綬者、甚衆。貴戚斂手」、『太平御覽』卷二六四所引「王隱晉書」には「劉毅、字仲雄、僑居陽平。太守杜恕、逼迫舉毅爲功曹。月餘日、沙汰郡吏百餘人。三魏稱焉、爲之語曰『但聞劉功曹、不聞杜府君』」、同卷四二八所引同書には「劉毅、字仲雄、爲司隸校尉。言議切直、無所回撓、故不至公輔。王基薦毅、方正亮直、介然不群、言不苟合、行不苟容」とある。

- (7) 東萊不夜人 3、4 字目の「不夜」は「掖」の誤り。『晉書』卷十五地理志下の「青州」の「東萊國」に、「掖」県はあるが、「不夜」県は存在しない。

- (8) 亮直清方 「亮直」は、剛毅率直であること。「清方」は、清廉潔白であること。『三

國志』卷二十二魏書盧敏伝では、以下のように盧敏の崔林への評語として用いられている。「會司徒缺。毓舉處士管寧。帝不能用、更問其次、毓對曰『敦篤至行、則太中大夫韓暨。亮直清方、則司隸校尉崔林。貞固純粹、則太常常林』。帝乃用暨」。崔林は、同卷二十四魏書に本伝がある。中に、散騎侍郎孟康が崔林を宰相に推薦した言葉が収められており、「論其所長以比古人。忠直不回、則史魚之儔、清儉守約、則季文之匹也」と評されている。「亮直清方」とは、「忠直不回」「清儉守約」に近い含意であろう。

「亮直」は、また、『漢書』卷一百下叙伝下に「孝元翼翼、高明柔克。賓禮故老、優繇亮直。(中略)述元紀第九」、その顔師古注に「優繇、謂寬容也。亮直、謂朱雲也」とある。「朱雲」は、『漢書』卷六十七本伝によれば、若い頃は「輕俠」、四十歳で學問に励み、易と論語の學者となった。元帝の寵愛する充宗や中書令の石頭と対立し、丞相の韋玄成を弾劾して下獄されたが、元帝は死一等を減じて「城旦」の罪に当てた。『漢書』叙伝の「孝元(帝)…優繇亮直」とは、その元帝の寛大さを指す。「朱雲」は、続く成帝の時代にも、帝の師で丞相の張禹を弾劾し、成帝の逆鱗に触れたが、左將軍辛慶忌に「此の臣、素より狂直を世に著わす」ととりなされている。「亮直」は、『世説新語』では、方正篇第34条に「蘇峻既至石頭、百僚奔散。唯侍中鍾雅獨在帝側。或謂鍾曰『見可而進、知難而退、古之道也。君性亮直、必不容於寇讎。何不用隨時之宜、而坐待其弊邪』。鍾曰『國亂不能匡、君危不能濟、而各遜遁以求免。吾懼董狐將執簡而進矣』」とある。

「清方」は、『後漢書』列伝卷十七の「贊曰」に「宣・鄭・二王、奉身清方」とある。宣秉、鄭均、王丹と王良のことである。宣秉は、一貫して王莽に仕えず、「性節約、常服布被、蔬食瓦器。(中略)所得祿奉、輒以收養親族。其孤弱者、分與田地。自無擔石之儲」と記される。王丹も「王莽時、連徵不至」、「隱居養志、好施周急」、「資性方絜、疾惡彊豪」、王良も「王莽時、寢病不仕」、「在位恭儉、妻子不入官舍、布被瓦器。時司徒史鮑恢以事到東海、過候其家、而良妻布裙曳柴、從田中歸」と記される。鄭均は、兄の収賄を止めさせ、兄亡きのち兄嫁と甥たちを養い、元和元年の詔で「議郎鄭均、束脩安貧、恭儉節整」と称されている。また、同卷四十六王龔伝附王暢伝には「暢、字叔茂。少以清實爲稱、無所交黨。(中略)太尉陳蕃薦暢清方公正、有不可犯之色」とある。

- (9) 僑居陽平 「陽平」は、注6所引『晉書』卷四十五劉毅伝には「陽平」に、同じく『太平御覽』卷二六四所引「王隱晉書」には「陽平」に作る。『晉書』卷十四地理志上の「司州」には、「陽平郡」の「陽平縣」と「平陽郡」の「平陽縣」がともに存在する。徐氏は、『資治通鑑』卷九十六晉紀の一節と胡三省注を引き、直後に「三魏僉曰」とあって「三魏」の地域を指しているのので、「陽平」が正しいとする。『資治通鑑』の該節に「悉徙邊陲之民、散居三魏」とあり、その胡注に「謂徙遼西之民也。魏郡・陽平・廣平、爲

三魏」とある。なお、後注も参照されたい。

- (10) 太守杜恕致爲功曹 「杜恕」は、『三國志』卷十六魏書杜畿伝に「杜畿、字伯侯、京兆杜陵人也。(中略)子恕嗣。恕字務伯」とあるが、「陽平太守」あるいは「平陽太守」になったという記載は見あたらない。『晉書斟注』は、魏書の記述に脱漏であろうと推測する。余嘉錫氏は、劉毅の伝にある「杜恕」は魏書の「杜恕」(杜畿の子で杜預の父)とは別人であろうという程炎震氏の見解を引用している。「程炎震云、魏志杜恕傳不言爲陽平、則別是一人、非元凱(杜預)之父」。どちらが妥当かは未詳。
- (11) 晉陽秋日 「晉陽秋」については、本篇第14条注3参照。
- (12) 時談 当時の人々の評判。『世説新語』賞誉篇第115条に「王長史(王濛)與大司馬(桓温)書、道淵源(殷浩)『識致安處、足副時談』」とある。

〈本文〉

18. 梁王・趙王①、國之近屬、貴重當時。裴令公②歲請二國租錢數百萬、以恤中表之貧者。或譏之曰、何以乞物行惠。裴曰、損有餘、補不足、天之道也③。

〈劉注〉

- ① 朱鳳晉書曰(1)、
宣帝張夫人生梁孝王彤。字子微(2)、位至太宰。柏夫人生趙王倫、字子彝(3)、位至相國。
- ② 晉諸公贊曰(4)、
裴楷、字叔則、河東聞喜人。司空秀之從弟也。父徽、冀州刺史、有俊識。楷特精易義。累遷河南尹・中書令、以卒。
- ③ 名士傳曰(5)、
楷行己取與(6)、任心而動。毀譽雖至、處之晏然、皆此類。

〈劉注の訳注〉

- ① 朱鳳の『晉書』にいう。
宣帝(司馬懿)の張夫人は、梁の孝王彤を生んだ。(彤の)字は子微で、位は太宰まで進んだ。桓夫人は趙王倫を生んだ。(倫の)字は子彝で、位は宰相まで進んだ。
- ② 『晉諸公贊』にいう。
裴楷は、字が叔則で、河東聞喜の人である。司空であった秀の從弟である。父の徽は、冀州刺史で、すぐれた見識を持っていた。楷は、とりわけ『易』の趣旨に精通していた。出世を重ねて河南尹・中書令に進み、没した。
- ③ 『名士傳』にいう。

(裴)楷は、ふるまいも取るも与えるも、心のままに自在であった。悪評や好評が耳に届いても、泰然と落ち着き払っており、すべてがこの調子であった。

- (1) 朱鳳晉書曰 「朱鳳晉書」は、『隋書』経籍志史部正史類に「晉書十卷 未成、本十四卷、今残缺。晉中書郎朱鳳撰。訖元帝」とある。「朱鳳」は不明だが、『晉書』卷五十二華譚伝に「太興（三一八年～三二一年）初、拜前軍、以疾復轉祕書監。自負宿名、恒怏怏不得志。時晉陵朱鳳・吳郡吳震並學行清修、老而未調、譚皆薦爲著作佐郎」とある。『北堂書鈔』卷五十七には「臧晉書云、晉陵朱鳳・吳郡吳震、並有史才、白首衡門。譚爲祕書監時、薦此二人、擢拜著作佐郎」、『初學記』卷十二所引「晉中興書」には「華譚爲祕書監。時晉陵朱鳳・吳郡吳震等、以單族、二人並有史才、白首於衡門。後譚知之、薦二人、擢補著作佐郎。並皆稱職也」とある。以上は『晉書斟注』の引く所であるが、『斟注』はさらに、上掲の『隋書』経籍志の一節をも引いており、「晉陵朱鳳」が「朱鳳晉書」の「朱鳳」と同一人であることを示唆している。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷三十八宣五王伝に、「宣帝九男。（中略）張夫人生梁王彤、柏夫人生趙王倫。（中略）梁孝王彤、字子微。（中略）永康（三〇〇年～三〇一年）初、共趙王倫廢賈后、詔以彤爲太宰、守尚書令。（中略）永康二年薨」とある。さらに、『北堂書鈔』卷一四一所引「王隱晉書」には、「梁孝王彤、字子微、宣帝子、都督梁雍諸軍」とある。

『晉書』卷五十九趙王倫伝に、「趙王倫、字子彝、宣帝第九子也、母曰柏夫人。（中略）倫尋矯詔、自爲使持節・大都督・督中外諸軍事・相國、侍中・王如故」とある。さらに『文選』卷二十潘岳「關中詩」の李善注所引「朱鳳晉書」には、「宣帝桓夫人生趙王倫、位至相國」とある。

「梁孝王」の名や字、「趙王倫」の字、その生母の姓に相違がある。

- (2) 梁孝王彤。字子微 前注を参照されたい。
(3) 字子彝 前々注を参照されたい。
(4) 晉諸公贊曰 「晉諸公贊」については、本篇第14条注1を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷三十五裴秀伝に、「裴秀、字季彦、河東聞喜人也。（中略）叔父徽有盛名。（中略）久之、詔曰『（中略）其以秀爲司空』。（中略）楷、字叔則。父徽、魏冀州刺史。楷明悟有識量、弱冠知名、尤精老易。（中略）特精理義、時人謂之『玉人』、（中略）以楷爲中書令、加侍中、與張華・王戎並管機要。（中略）復求出爲河南尹、（中略）其年而卒、時年五十五」とある。さらに、『三國志』卷二十三裴潛伝の裴松之注に「臣松之案、（中略）潛少弟徽、字文季、冀州刺史。有高才遠度、善言玄妙。事見荀彧・傅嘏・王弼・管輅諸傳。徽長子黎、（中略）次康、（中略）次楷、字叔則、侍中中

書令・光祿大夫・開府。次綽。(中略)康・楷・綽、皆爲名士、而楷才望最重」、同じ巻の裴注所引「晉諸公贊」に「康有弘量、綽以明達爲稱。楷與琅邪王戎俱爲掾、發名。鍾會致之大將軍司馬文王、曰『裴楷清通、王戎簡要』。文王即辟爲掾、進歷顯位。謝鯤爲樂廣傳、稱楷雋朗有識具、當時獨步」、『太平御覽』巻五六一所引「裴楷別傳」に「裴楷、少知名、而風情朗悟。初陳留阮籍遭母喪。楷弱冠往弔。籍乃離喪位、神志晏然。至乃縱情嘯詠、傍若無人。楷不爲改容、行止自若。遂便率情獨哭、哭畢而退。威容舉動、無異」とある。

劉注所引「晉諸公贊」は、「裴楷」が「特精易義」と記している。『晉書』は、「尤精老易」と、「老子」と「易」に詳しかったことを記した上で、「特精理義」とまとめている。「老子」と「易」とを、「理」字に包摂しているようである。

- (5) 名士傳曰 「名士傳」は、袁宏の撰したという『名士傳』であろう。「裴楷」(字は叔則)は、その中の「中朝名士」に当たる。『世説新語』文学篇第94条に「袁彦伯作名士傳成、見謝公」とあり、その劉孝標注に「(袁)宏以夏侯太初・何平叔・王輔嗣爲正始名士、阮嗣宗・嵇叔夜・山巨源・向子期・劉伯倫・阮仲容・王濬沖爲竹林名士、裴叔則・樂彥輔・王夷甫・庾子嵩・王安期・阮千里・衛叔寶・謝幼輿爲中朝名士」とある。『隋書』經籍志史部雜伝類には「海內名士傳一卷」「正始名士傳三卷 袁敬仲撰」「江左名士傳一卷 劉義慶撰」とあるのみで、袁宏「名士傳」の著録はない。『隋書經籍志詳攷』三八四頁は「袁敬仲は、袁宏とすべきであろう。」と記す。袁宏の「名士傳」については、沈家本氏に考証がある。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』巻三十五裴秀伝に、「楷性寬厚、與物無忤。不持儉素、每遊榮貴、輒取其珍玩。雖車馬器服、宿昔之間、便以施諸窮乏。(中略)安於毀譽、其行己任率、皆此類也」とある。さらに、『藝文類聚』巻六十四所引「裴楷別傳」に「楷營新宅、基宇甚麗。當移住、與兄共遊行。牀帳儼然、櫺軒疎朗。兄心甚願之、而口不言。楷心知其意、便使兄住」、『太平御覽』巻五一六所引「三十國春秋」に「裴楷嘗新爲別宅、宅甚美麗。楷兄欲之、楷便讓之。爲性有大度、皆斯類也」とある。

徐氏の引く嚴復の眉批は、該篇第17条本文における王戎に対して「所重性清而汰落儀節、此其所由爲『簡要』也歟」と評し、また該条劉注所引「名士傳」における裴楷に対して「此則是『清通』二字注脚」と記す。第17条の注3も参照されたい。

- (6) 行己取與 「行己」は行動、立ち居振る舞い。「取與」は取ることと与えること。「行己」は、『論語』公冶長篇に「子謂子產『有君子之道四焉。其行己也、恭。其事上也、敬。其養民也、惠。其使民也、義』」とあり、『論語義疏』(懷徳堂記念會 1924年)巻三の皇侃の疏に「言其行身己於世、常恭從、不逆忤人物也」と解説する。同じく子路篇にも

「子貢問曰『何如斯可謂之士矣』。子曰『行己有恥』とあり、何晏注に「孔曰、有恥者、有所不爲」とある。

『世説新語』の劉注には3例ある。徳行篇第36条に「案、太尉劉子眞、清潔有志操、行己以禮」、賞誉篇第12条に「晉陽秋曰、(阮)咸、行己多違禮度」、排調篇第7条に「張敏集載頭責子羽文曰、(中略)頭責子羽曰『吾託子爲頭、萬有餘日矣。(中略)子厭我於形容、我賤子乎意態。若此者乎、必子行己之累也。(後略)』」。

〈本文〉

19. 王戎云、太保居在正始中、不在能言之流、及與之言、理中清遠。將無以德掩其言①。

〈劉注〉

① 晉陽秋曰(1)、

祥、少有美徳行。

〈劉注の訳注〉

① 『晉陽秋』にいう。

(王) 祥は、若いころからみごとな徳行があった。

(1) 晉陽秋曰 「晉陽秋」については、本篇第14条注3を参照。

所引の文章に類似した一節は、『晉書』卷三十三王祥伝にも見えない。

(続く)